

基本手当日額の計算式及び金額(令和6年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,869円以上5,200円未満	$y = 0.8w$
5,200円以上12,790円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5200) / (12790 - 5200)\}w$
12,790円超 15,690円以下	$y = 0.5w$
15,690円超	$y = 7,845$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,869円以上5,200円未満	$y = 0.8w$
5,200円以上12,790円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5200) / (12790 - 5200)\}w$
12,790円超 17,270円以下	$y = 0.5w$
17,270円超	$y = 8,635$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,869円以上5,200円未満	$y = 0.8w$
5,200円以上11,490円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5200) / (11490 - 5200)\}w \\ y = 0.05w + (11490 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,490円超 16,490円以下	$y = 0.45w$
16,490円超	$y = 7,420$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,869円以上5,200円未満	$y = 0.8w$
5,200円以上12,790円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5200) / (12790 - 5200)\}w$
12,790円超 14,130円以下	$y = 0.5w$
14,130円超	$y = 7,065$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。